

表Ⅲ－１ 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1)}

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2)}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	27	—	—	4	0	31	
製鋼用電気炉	100	—	—	12	1	113	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	18	—	—	0	0	18	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	675	—	—	39	68	782	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	988	8	1	55	38	1,082
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,322	14	4	90	76	1,492
	2 t/h未満 ^{注3)}	6,064	248	12	1,497	1,073	8,646
	小計	8,374	270	17	1,642	1,187	11,220
合計	9,194	270	17	1,697	1,256	12,164	

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ－２ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国) 注1)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鋳の製造の用に 供する焼結炉		0	—	—	0
製鋼用電気炉		0	—	—	1
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	—	—	0
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		8	—	—	21
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	1	0	0	6
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	3	0	0	20
	2 t/h未満 ^{注2)}	71	9	5	363
	小計	75	9	5	389
合計		83	9	5	411

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ-3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注1）注2）注3）

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4)}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 ^{ナトリウム} （ケイ酸 ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （亜硫酸 ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31	0	2	33
カーボン法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	3	0	2	5
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5	0	0	5
ガロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
2,3-ジクロロ-1,4-ナフタキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
ジメチルジニトロアミンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	17	0	0	17
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	312	29	20	361
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	6	1	0	7
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	18	1	0	19
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	213	5	1	219
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	29	2	1	32
合計	648	38	26	712

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	1
カーバ이트法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジメチルジシロキサンオイルの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	2
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	4	26
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	3
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	1	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	1
合計	5	37

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－６（１） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
 (大気・施設種類別－都道府県・政令市別)

	製鋼用電気炉		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計					
			報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県					1	1			1	1				1
栃木県					3	3			3	3				
群馬県														
埼玉県					1	1			1	1				
千葉県							6			8				1
東京都														1
神奈川県														
新潟県														
富山県							1			1				
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県							1			1				
愛知県		1		1	1	3			1	4				
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県					1	1			1	1				
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														1
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県										1				1
鹿児島県														
沖縄県														
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														1
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
川越市														
船橋市														
横須賀市														
相模原市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市					1	1			1	1				
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
奈良市														
和歌山市														
岡山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合計	0	1	0	1	8	18	0	2	8	21	1	0	0	6

表Ⅲ-6(2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						廃棄物焼却炉									
	2t/h以上～4t/h未満		報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	200kg/h以上～2t/h未満		報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	100kg/h以上～200kg/h未満		報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	50kg/h以上～100kg/h未満		報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数				
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数		報告施設数	うちばいじん等未測定施設数		報告施設数	うちばいじん等未測定施設数		報告施設数	うちばいじん等未測定施設数					
北海道							2				4					
青森県	1			1							2					
岩手県											3					
宮城県							1				6					
秋田県				2							1					
山形県											7	2				
福島県								1			1					
茨城県						1	2	1			19	2				
栃木県								2			2					
群馬県											1	1				
埼玉県								5			3	2				
千葉県							4	2			18	9				
東京都				1			1				1	1				
神奈川県											5	1				
新潟県					3		4	8	1		7	1				
富山県											1	1				
石川県									2		5					
福井県								1	1		3	1				
山梨県								1			5					
長野県								1			1	1				
岐阜県				3				1			9	1				
静岡県				4				2			2	1				
愛知県				1	2			3			6	1				
三重県					1			5			2					
滋賀県								1			4					
京都府																
大阪府								1			3	1				
兵庫県					3			3	3		4	3				
奈良県				2								1				
和歌山県																
鳥取県																
島根県				2				2			1					
岡山県								1			6					
広島県								2			2	1				
山口県																
徳島県											3	3				
香川県											1	1				
愛媛県											1	3				
高知県								1			1	1				
福岡県					1			4	1		9	9				
佐賀県											1					
長崎県					1			2			1					
熊本県											3					
大分県																
宮崎県	2			2	4			4	2		2					
鹿児島県											2	2				
沖縄県									2	1	2					
札幌市																
仙台市																
さいたま市											1	1				
千葉市											1					
横浜市								2	2		2	3				
川崎市								1			1	3				
新潟市				2				1								
静岡市								1				3				
浜松市																
名古屋市								1	1		1					
京都市								1				1				
大阪市								1								
堺市																
神戸市																
広島市								2			4					
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市				1												
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市											1	1				
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市											1					
金沢市								1	1		1					
長野市								1								
岐阜市											1					
豊橋市											1					
岡崎市											1					
豊田市								1			1					
高槻市																
東大阪市					1			1								
姫路市									1		1					
奈良市																
和歌山市																
岡山市					1			1			3	1				
倉敷市												1				
福山市											1					
下関市																
高松市																
松山市											1					
高知市									1		1					
長崎市																
熊本市								1			1					
大分市												1				
宮崎市											1	1				
鹿児島市																
合計	3	0	0	20	18	0	5	75	26	4	0	182	17	3	0	69

表Ⅲ-6(3) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉							合計				
	50kg/h未満		50kg/h以上(0.5m ² 以上)		小計			報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	報告施設数	うちばいじん等のみ報告施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数					
北海道					1						7	7
青森県	1				1			2			4	4
岩手県											3	3
宮城県											7	7
秋田県											3	3
山形県					1						10	10
福島県						1			1		1	1
茨城県	1				2			2		1	26	3
栃木県						2		2			2	5
群馬県	2				3			2			5	2
埼玉県					1						11	1
千葉県					1			3			33	3
東京都					1			1			4	1
神奈川県	1				2			1			8	1
新潟県						5				4	20	5
富山県						1			1		1	1
石川県						2					5	2
福井県					1			1			6	1
山梨県											6	
長野県					1						4	
岐阜県						1					15	1
静岡県											8	
愛知県					3			2			14	3
三重県					1			1			8	1
滋賀県					2						7	
京都府											6	
大阪府					1						11	10
兵庫県	1				1			10			3	
奈良県												3
和歌山県												
鳥取県												
島根県											5	
岡山県											7	1
広島県					2			1			7	1
山口県												
徳島県								3			7	3
香川県											7	
愛媛県											9	
高知県					1						3	
福岡県					1			2			23	2
佐賀県											1	
長崎県								1			3	1
熊本県					1						4	
大分県											9	
宮崎県								9			9	9
鹿児島県											4	
沖縄県								2		1	2	1
札幌市												
仙台市												
さいたま市					1						3	3
千葉市											1	1
横浜市	2	2			2			7	7	7	7	7
川崎市								1			4	1
新潟市											3	
静岡市											4	
浜松市												
名古屋市	1				3			2			5	2
京都市											2	
大阪市											1	
堺市												
神戸市												
広島市											6	6
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1				1			1			2	1
青森市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市					1			1			2	1
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市											1	1
金沢市								1		1	1	1
長野市											1	
岐阜市												
豊橋市											1	1
岡崎市												
豊田市								1		2	2	2
高槻市												
東大阪市								1		1	1	1
姫路市								1		1	1	1
奈良市												
和歌山市												
岡山市					1			2			6	2
倉敷市												
福山市											1	1
下関市												
高松市												
松山市											1	1
高知市								1		1	1	1
長崎市												
熊本市											2	2
大分市											1	1
宮崎市								1		1	1	1
鹿児島市												
合計	10	2	0		37			75	9	5	389	83
												9
												5
												411

表Ⅲ－7（1） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ペーパー（ファクトペーパー）又は亜硫酸ペーパー（セファイトペーパー）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボイド法アゼレンの製造の用に供するアゼレン洗浄施設			ろけ繊維の製造の用に供するろけ洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	6		1	7								
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県								1				1
東京都												
神奈川県												
新潟県							1	1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県								1				1
岐阜県	1			1								
静岡県	3			3								
愛知県	1			1								
三重県	1			1							1	1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県			1	1								1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	3			3								
山口県											2	2
徳島県	1			1								
香川県							1	1				
愛媛県	2			2								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
新潟市	1			1								
静岡市					1			1				
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川崎市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市										1		1
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	31	0	2	33	3	0	2	5	2	0	0	5

注）平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－7（2） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			カロヘンゼン又はシクロヘンゼンの製造の用 に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			ジクロロジフルオロエタレンの製造の用に供する ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジクロロジフルオロエ タレン洗浄施設及び熱風乾燥施設						
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)				
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1				1				
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県								1				1				
愛知県	1			1												
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県											1	1				
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1			1												
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市					1			1								
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－7（3） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	アミンが又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの						
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)				
北海道												7	7			
青森県					1			1				3	3			
岩手県												4	4			
宮城県												1	1			
秋田県																
山形県																
福島県												8	1	9		
茨城県												7	2	11		
栃木県	2			2								2	3	5		
群馬県												8		1	9	
埼玉県												8	1		9	
千葉県												19			19	
東京都												2		2	4	
神奈川県												3	1		4	
新潟県												4	2	4	10	
富山県												5			5	
石川県	5			5								3			3	
福井県												7	1		8	
山梨県												1			1	
長野県																
岐阜県												10	2		12	
静岡県	3			3					2			28	4	4	36	
愛知県												17	3		20	
三重県												6	1	1	8	
滋賀県	1			1								1			1	
京都府												3			3	
大阪府												11	2		13	
兵庫県												10		1	11	
奈良県												1			1	
和歌山県												2			2	
鳥取県												1			1	
島根県													1		1	
岡山県																
広島県												3			3	
山口県												13	1		14	
徳島県												7			7	
香川県												3			3	
愛媛県	1			1	1			1				5			5	
高知県												1			1	
福岡県					1			1				2		3	5	
佐賀県												1	1		2	
長崎県																
熊本県												1			1	
大分県																
宮崎県												1			1	
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市												1			1	
さいたま市												4			4	
千葉市												4			4	
横浜市	1			1								9			9	
川崎市												12			12	
新潟市												1		1	2	
静岡市	1			1								6	3		9	
浜松市												2			2	
名古屋市	1			1								3			3	
京都市																
大阪市												1			1	
堺市												1			1	
神戸市												1			1	
広島市												1			1	
北九州市												3			3	
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市												2			2	
秋田市	1			1								4	1		5	
郡山市												2			2	
いわき市					1			1				5			5	
宇都宮市												1			1	
川越市												1			1	
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市												3			3	
金沢市																
長野市												1			1	
岐阜市																
豊橋市												2			2	
岡崎市												2			2	
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市												4			4	
奈良市																
和歌山市												2			2	
岡山市												2			2	
倉敷市												6			6	
福山市												2			2	
下関市	1			1												
高松市																
松山市												1			1	
高知市																
長崎市												1			1	
熊本市												1			1	
大分市												2			2	
宮崎市																
鹿児島市																
合計	17	0	0	17	4	0	0	4	2	0	0	2	312	29	20	361

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			700種の破壊の用に供する施設のうち アスベスト反応施設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設			下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設		
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道								5				5
青森県								1				1
岩手県								1				1
宮城県								2				2
秋田県											2	2
山形県								1				1
福島県												
茨城県					1			1	4			4
栃木県					1			1	3			3
群馬県					3			3	3	1		4
埼玉県					2			2	10			10
千葉県	1			1	1			1	3		4	4
東京都								20	1			21
神奈川県					1			1	12			12
新潟県											3	3
富山県					1			1	3			3
石川県												
福井県								1				1
山梨県								1				1
長野県								2				2
岐阜県								2	1			3
静岡県					1			1		1		2
愛知県		1		1	1			1	8			8
三重県								2				2
滋賀県	2			2				2			1	1
京都府								2				2
大阪府								14				14
兵庫県								9				9
奈良県								1	1			2
和歌山県												
鳥取県								4				4
島根県								1				1
岡山県								1				1
広島県											1	1
山口県											1	1
徳島県												
香川県					1			1				1
愛媛県											1	1
高知県												
福岡県											1	1
佐賀県												
長崎県								2				2
熊本県												
大分県												
宮崎県								1				1
鹿児島県												
沖縄県											1	1
札幌市								5				5
仙台市								2				2
さいたま市												
千葉市	1			1				2			1	1
横浜市	1			1				6			2	2
川崎市	1			1				2			1	1
新潟市					1			1				1
静岡市					1			2				2
浜松市					1			1				1
名古屋市								5				5
京都市								4				4
大阪市								8				8
堺市								2				2
神戸市								5				5
広島市								5				5
北九州市								3				3
福岡市								3				3
函館市								1				1
旭川市								1				1
青森市												
秋田市								1	1			2
郡山市								1			1	1
いわき市								1				1
宇都宮市											1	1
川崎市												
船橋市												
横須賀市								2				2
相模原市												
富山市						1		1			2	2
金沢市								1				1
長野市								3				3
岐阜市								2				2
豊橋市								1				1
岡崎市								1			1	1
豊田市												
高槻市								1				1
東大阪市								2				2
姫路市								2				2
奈良市												
和歌山市								2			1	1
岡山市								1				1
倉敷市								1				1
福山市								1				1
下関市					1			1				1
高松市								2				2
松山市												
高知市					1			1			1	1
長崎市											1	1
熊本市								2				2
大分市											2	2
宮崎市								1				1
鹿児島市								1				1
合計	6	1	0	7	18	1	0	19	213	5	1	219

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）

	合 計			報告対象 事業場数 (a+b+c)
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	
北海道	18		1	19
青森県	6			6
岩手県	6			6
宮城県	5			5
秋田県	2			2
山形県	1			1
福島県	9		1	10
茨城県	12	2	2	16
栃木県	8	4		12
群馬県	15	1	1	17
埼玉県	20	1		21
千葉県	29			29
東京都	22	1	2	25
神奈川県	16	1		17
新潟県	7	2	6	15
富山県	15			15
石川県	3			3
福井県	8	1		9
山梨県	2			2
長野県	3			3
岐阜県	13	3		16
静岡県	40	4	5	49
愛知県	28	4		32
三重県	11	1	1	13
滋賀県	6			6
京都府	5			5
大阪府	25	2		27
兵庫県	20		2	22
奈良県	2	1		3
和歌山県	2			2
鳥取県	6			6
島根県	2	1		3
岡山県	1			1
広島県	7			7
山口県	16	1		17
徳島県	8			8
香川県	4		1	5
愛媛県	11			11
高知県	1			1
福岡県	4		3	7
佐賀県	1	1		2
長崎県	2			2
熊本県	2			2
大分県				
宮崎県	3			3
鹿児島県	1			1
沖縄県	1			1
札幌市	5			5
仙台市	3			3
さいたま市	4			4
千葉市	8			8
横浜市	20			20
川崎市	16			16
新潟市	4		1	5
静岡市	11	3		14
浜松市	5			5
名古屋市	10			10
京都市	4			4
大阪市	9			9
堺市	3			3
神戸市	6			6
広島市	6			6
北九州市	6			6
福岡市	3			3
函館市	1			1
旭川市	2			2
青森市	2			2
秋田市	7	2		9
郡山市	3	1		4
いわき市	8			8
宇都宮市	2			2
川越市	1			1
船橋市				
横須賀市	2			2
相模原市				
富山市	7	1		8
金沢市	1			1
長野市	4			4
岐阜市	2			2
豊橋市	3			3
岡崎市	4			4
豊田市				
高槻市	1			1
東大阪市	2			2
姫路市	6			6
奈良市				
和歌山市	5			5
岡山市	3			3
倉敷市	8			8
福山市	3			3
下関市	2			2
高松市	2			2
松山市	1			1
高知市	3			3
長崎市	2			2
熊本市	3			3
大分市	4			4
宮崎市	1			1
鹿児島市	1			1
合 計	648	38	26	712

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－８（１） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩バブル（クラフトバブル）又は亜硫酸バブル（アルファイトバブル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道								1
青森県					1	1		
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県							4	
栃木県					1	1		
群馬県								
埼玉県							1	
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県				1				
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県							1	
静岡県		1					10	
愛知県								
三重県								
滋賀県				1	1	2		2
京都府								
大阪府							1	
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県							3	
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県					1	1		
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市							1	
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川崎市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市								
岡山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	0	1	0	2	4	26	0	3

表Ⅲ－８（２） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ポンプの破壊の用に供する施設のうち ブラス反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設		水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道								1
青森県							1	1
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								4
栃木県							1	1
群馬県								
埼玉県								
千葉県								1
東京都								
神奈川県								
新潟県						1		1
富山県								1
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								1
静岡県		1						12
愛知県								
三重県								
滋賀県					2		1	7
京都府								
大阪府								1
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								3
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県							1	1
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								1
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川越市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市								
岡山市								
倉敷市								
福山市								
下関市			1	1			1	1
高松市								
松山市								
高知市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合 計	0	1	1	3	0	1	5	37

表Ⅲ－９ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,079	63
文書指導件数	1,346	72
一時使用停止命令	0	0
その他	20	0

注) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表Ⅱ－2に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	47	0
口頭指導件数	16	0
文書指導件数	18	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	4	0
その他	2	0

注) 表Ⅱ－3排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成18年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。また、平成18年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表Ⅲ－１０ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	5	20				11		
青森県	15							
岩手県	12	8						
宮城県	9							
秋田県								
山形県	32	1			11			
福島県	3							
茨城県	28							
栃木県	37	3						
群馬県	8							
埼玉県	30	9						
千葉県	3	31						
東京都	127							
神奈川県	24				1			
新潟県	5	105				5		
富山県	14	73				9		
石川県	1							
福井県	19	17		2	1			
山梨県	7	34						
長野県	5	3						
岐阜県	19	5		18				
静岡県	35				4			
愛知県	3							
三重県	32	21			1			
滋賀県	30	19			1	1		
京都府								
大阪府	106	106			22	22		
兵庫県	43				2			
奈良県	8	69						
和歌山県	5							
鳥取県	13	19						
島根県	22							
岡山県	9	7				1		
広島県	25	16						
山口県	1							
徳島県	18	130						
香川県	6	24						
愛媛県		75						
高知県	19	82						
福岡県	134	16			5	3		
佐賀県	14							
長崎県	2							
熊本県	4							
大分県	11	6						
宮崎県								
鹿児島県		138						
沖縄県	3							
札幌市	2							
仙台市	3	1						
さいたま市		1						
千葉市		61				9		
横浜市					1			
川崎市								
新潟市		84				7		
静岡市		19						
浜松市		4						
名古屋市	7	2						
京都市	6	9						
大阪市	2	1						
堺市								
神戸市								
広島市	4				2			
北九州市								
福岡市	5				3			
函館市	1							
旭川市								
青森市	2							
秋田市								
郡山市								
いわき市	3							
宇都宮市	2							
川越市								
船橋市								
横須賀市	1							
相模原市								
富山市								
金沢市		1						
長野市	4							
岐阜市	30				6			
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	5	5						
奈良市	3	4						
和歌山市		36						
岡山市	39	57			3	4		
倉敷市								
福山市	5							
下関市								
高松市								
松山市	1	16						
高知市	3	8						
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市	3							
鹿児島市	2							
合 計	1079	1346	0	20	63	72	0	0